

## 鶴川第二学童保育クラブ指定管理者募集に係る質問及び回答

2024年7月26日

項番	項目	質問	回答
1	募集要項 2 施設概要	表に記載されている運営状況について、2022年度事業経費の決算額が¥36,746,960-とあり、鶴川第二学童保育クラブの支援の単位数は2と見受けられますが、解釈は合っていますでしょうか。	鶴川第二学童保育クラブの支援の単位数は2022年度から4単位となっております。
2	・募集要項 2 施設概要  ・町田市学童保育クラブ業務仕様書（案） 第1章町田市学童保育クラブの設置の考え方 3 クラブの運営範囲 (5) 入会定数	募集要項の表に記載されている児童数と入会定数、支援の単位について 2022年度130名、2023年度136名、2024年度133名の児童数に対して、支援の単位が2の場合、利用者はおおむね80人以下となる認識であるが、その差約50名の扱いをお教えください。 例えば、2024年度児童数133名(登録)に対して、2単位の「おおむね80名/日」を利用定員として制限を設け、運営されているのでしょうか。	項番1の回答のとおりです。
3	町田市学童保育クラブ業務仕様書（案） 第3章 管理運営費用等 3 精算対象経費	人件費の精算方法、人件費以外の精算対象経費（予算225万円）の精算方法や手続き方法をそれぞれお教えください。	・人件費の精算方法 精算に関する書類（支給明細書、賃金明細書等人件費の根拠となる資料など）を提出いただき、予算額が執行額を上回った場合、返還していただきます。 ・人件費以外の精算方法 精算に関する書類（請求書、領収書、契約書の写し等金額の根拠となる資料など）を提出いただき、予算額が執行額を上回った場合、返還していただきます。 なお、例年1月頃に依頼し、4月に精算に関する書類を提出いただき、5月に精算対象経費の残金を返還していただきます。
4	その他	鶴川第二学童保育クラブの現運営事業者が2007年度から運営されていたにもかかわらず、本公募に不参加で運営を継続しない理由を、貴市に提出された理由書等からお教えください。	運営を継続しない旨を記載した理由書等はいただいております。
5	その他	鶴川第二学童保育クラブの建築図面一式、また各居室の有効面積が記載された資料をいただけないでしょうか。	施設竣工図面等の情報提供については個別に対応いたしますので、別途ご連絡ください。
6	その他	2023年度全月の、日ごと利用者数をお教えください。	日ごとの利用児童数の情報提供については個別に対応いたしますので、別途ご連絡ください。

## 鶴川第二学童保育クラブ指定管理者募集に係る質問及び回答

2024年7月26日

項番	項目	質問	回答
7	その他	経営方針等の記入書式について、エクセルの書式ですが、ワードに変えて記入後、提出することは、可能でしょうか？	こちらで指定したエクセル様式での提出をお願いいたします。
8	・町田市学童保育クラブ指定管理者申請書 ・様式1-7 指定管理者の応募申請に関する誓約書	申請書及び誓約書につきまして、代表印は、必要でしょうか？	押印は不要です。
9	・募集要項 6 指定管理料 ・町田市学童保育クラブ業務仕様書（案） 第3章 管理運営費用等 3 精算対象経費 4 管理運営費用の加算	<p>指定管理料の考え方 収入の構成としては、 ▼貴市からの受託事業</p> <p>①指定管理料 ②各加算額 (1) 児童加算 (2) 障がい児加算 (3) 障がい児特別保育加算 (4) キャリアアップ処遇改善加算</p> <p>③精算対象経費 225万円を上限 ▼事業者徴収分 ④特別育成料 ⑤雑費等収入 ⑥寄付</p> <p>②各加算の充当先を考慮した上で、これら6要素を収入の構成とした解釈でよろしかったでしょうか。</p> <p>もしくは上記②、③は①に含まれていて、募集要項P.3に記載された指定管理料の提案金額が委託費の総額になるのでしょうか。</p>	<p>「②各加算額」については、「①指定管理料」に含まれませんが、「③精算対象経費」については「①指定管理料」に含まれておりません。</p> <p>そのため、①②④⑤⑥が収入の構成する要素となります。</p>
10	募集要項 6 指定管理料	放課後児童健全育成事業につきましては非課税と認識しておりますが、この度ご提示いただいている指定管理料につきましても、非課税にてご提示いただいているとの認識でよろしかったでしょうか。	提示した指定管理料は非課税となります。

## 鶴川第二学童保育クラブ指定管理者募集に係る質問及び回答

2024年7月26日

項番	項目	質問	回答
1 1	募集要項別紙2 提出方法について	正本及び副本につきまして、図に明記していただいているような表紙の添付は必要でしたでしょうか。 もし表紙の添付が必要な場合、表紙の作成にあたり内容の規定等ございましたらご教示ください。	表紙の添付は書式も含めて任意です。
1 2	その他	施設内の内覧及び見学は可能でしょうか。	各学童保育クラブにおける業務に支障がない範囲で、内覧・見学は可能です。そのため、現指定管理者と日程調整等を行いますので、事前に児童青少年課へご相談ください。